



資 料

1 第1次計画の取り組みと評価（一覧）

- ・ 以下では、第1次計画の取り組みと評価について掲載しています。
- ・ 「評価」とは：社協の内部評価結果であり、具体的には、◎進んだ、○ある程度進んだ、△やや進んだ（ほぼ現状）、×進まなかった（未実施等）であらわしています。
- ・ <新規>とは：第1次計画期間中に新たにスタートした活動・事業。
- ・ <再構築>とは：第1次計画期間中に事業の内容等が変更された活動・事業。
- ・ <終了・完了>とは：第1次計画期間中に終了あるいは完了した活動・事業。

（1）身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

ア：小地域福祉活動の推進

事業・活動名	評価	平成22年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
実施体制の整備	○	・本格実施地区:2地区 ・モデル実施地区:2地区	・小地域福祉活動に関する理解度が十分ではない。 ・早期の全地区実施をめざし、事務局体制、区や関係機関との連携などによる支援体制を構築する。
小地域福祉活動支援	○	・本格実施地区:2地区 ・モデル実施地区:2地区	・組織の立ち上げから活動までの支援と運営の検討など、初期活動時に十分な支援が必要である。 ・「実施体制の整備」の実践内容であることから、活動・事業としての位置づけは、体系の見直しの中で検討する。
いきいきふれあいサロン<新規>	○	・延参加者:3,104人(利用登録者:533人) ・活動登録者:28人 ・運営日数:236日	・高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)やボランティアグループ、近隣商店との協働、連携などにより、幅広い世代に参加、利用してもらえる取り組みが必要である。 ・初期の目的達成のため、運営継続に向け、主体としての区と活動支援について協議する。

イ：支えあい福祉活動のネットワークづくり

事業・活動名	評価	平成22年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
小地域福祉活動内のネットワークづくり	○	・本格実施地区:2地区 ・モデル実施地区:2地区	・情報・人材がつながるしくみづくりは、地区の実情を踏まえた取り組みが重要となる。 ・「実施体制の整備」の実践内容であることから、活動・事業としての位置づけは、体系の見直しの中で検討する。
地域活動コーディネーターの発掘・育成	×	・未実施	・小地域福祉活動の取り組みの中で、各地区の中心的存在となる人材は必要である。但し、活動を支援する方策の一つとしてとらえることとし、活動・事業としての存置については、体系の見直しの中で検討する。
協力会員連絡会議の設置	×	・未実施	・しあわせサービス協力会員等への働きかけや、地域の中でしあわせサービスのような活動は小地域福祉活動そのものの考え方の一つであることから、協力会員連絡会議の設置は廃止する。
ネットワーク推進会議の設置	×	・未実施	・「ネットワーク会議」のようなオフィシャルで形式的な会議ではなく、フランクで自由な意見交換がなされる「情報交換会」的な場の設置として再構築する。

ウ：福祉教育の充実

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
ボランティアスクール<新規>	○	—	※23 年度から新規取り組み（夏休みボランティア体験、ボランティアサマースクールの 2 活動・事業をあわせて再構築）
夏休みボランティア体験<再構築>	△	・参加者:102 人 ・受け入れ施設:109 施設	・夏休みボランティア体験は参加者が減少し、受け入れ可能施設の中にも活動者ゼロのところが多い。また、ボランティアの促進につながったかどうかは、分析できていない。 ・ボランティアスクールとして再構築。
ボランティアサマースクール<再構築>	△	・修了者:12 人	・夏休みボランティア体験は参加者が減少し、受け入れ可能施設の中にも活動者ゼロのところが多い。 ・ボランティアスクールとして再構築。
ボランティア出前講座	○	・小学校:30 回(17 校) ・中学校:19 回(10 校人) ・高校:15 回(4 校人) ・その他:2 回	・近年では実施回数は横ばいの状態であり、回数増のために講師の育成が課題である。 ・福祉教育を推進するための事業の体系化を図り、それぞれ事業間の連携を図るとともに、積極的に活動・事業の周知を図る。 ・より多くの要望に対応できるよう、講師の養成研修を実施する。 ・地域など学校以外での実施についても、今後力を入れて取り組んでいく。
ボランティア協力校支援	○	・申請、指定:15 校	・多くの学校を支援するため、申請のしやすい制度とする必要がある。 ・福祉教育ハンドブックの活用を図る中で、ボランティア、福祉教育に関係する学習への支援の手段として、学校に対して積極的な事業PRを行う。 ・時期や方法の見直しなど、活動・事業拡充の方策を検討する。
福祉教育ハンドブックの発行<事業完了>	◎	—	・平成 21 年度までに検討・発行した。 ・取り組み内容を「福祉教育ハンドブックの活用」へシフトした。
福祉教育ハンドブックの活用<新規>	◎	・福祉教育研修会:参加教諭 47 人	・ハンドブックの内容を実際の学校のカリキュラムにあわせるなど、改訂の検討が必要になっている。 ・実際に活用している教諭・講師の意見を聞きながら、改訂版の検討を行い、さらに福祉教育を推進するために有効な方策を検討する。

エ：福祉人材の育成

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
手話講習会	○	・合計開催回数(昼・夜):95 回 ・合計受講者/合計終了者:226 人/158 人	・上級へ進むに従い定員割れが多くなり、通訳認定試験合格者が出ない。 ・上級への進級者を増やし、通訳認定試験合格者を多く輩出することを目的に、カリキュラムの見直しや認定試験への対応を強化していく。
訪問介護員レベルアップ研修<終了>	○	・実施 2 回、終了者延 38 人	・事業主体である区が、社協以外の業者に発注したため、葛飾社協の事業としては終了となる。
福祉指導者研修会	△	・平成 23 年 3 月 24 日(木)講師を招き、小地域福祉活動の方法とその効果についての研修会を開催	・研修会の開催にあたっては、十分な時間を確保すること、新任とベテラン双方にとって知識向上となる講演内容にするなど、研修会の充実を図る。
地域活動コーディネーター養成研修<新規>	×	・未実施	・小地域福祉活動の取り組みの中で、各地区の中心的存在となる人材は必要である。但し、活動を支援する方策の一つとしてとらえることとし、活動・事業としての存置については、体系の見直しの中で検討する。

オ：地区行事等の支援

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
地区高齢者支援活動助成	○	・233 団体:69,652 人 ・助成額:40,239,700 円	・敬老の日にあわせた祝品の贈呈を行う地区が多く、新たな活動・事業への転換が少ない。 ・様々な高齢者支援事業を紹介し、各地区で祝品贈呈に限らず、高齢者支援活動・事業につなげていく。
青少年育成地区委員会助成	○	・助成地区:19 地区 ・助成額:各地区 70,000 円	・様々な地区活動が行われており、助成金も有効に活用されている。 ・活動状況及び助成金の活用状況を地域に周知するとともに、引き続き助成を継続して行う。

(2) たすけあいの輪を広げましょう

ア：住民参加型福祉サービスの充実

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
しあわせサービス	○	・利用会員:404 人 ・協力会員:344 人 ・利用状況:延 10,160 件、延 17,280.5 時間	・利用者からは行政サービスの及ばない部分を補完する活動・事業として評価されている。 ・せっかく協力会員に登録いただいても、一人ひとりの活動量に大きな差が生じている。 ・引き続き協力会員の確保を図るとともに、活動量の平準化を図り、協力会員の意欲の向上につなげる。 ・会員の募集PRや説明会の効果的な実施方法や周知について検討していく。 ・小地域福祉活動の中での取り組みについて、検討を進める。
ファミリー・サポート・センター	△	・ファミリー会員:1,180 人 ・サポート会員:271 人 ・両方会員:78 人 ・活動状況:延 5,584 回、延 9,165.5 時間	・延長保育や緊急一時保育等の子育て支援施策の充実が図られ、本活動・事業の利用者は減少傾向にあり、登録者の多くは緊急時のために登録している。 ・利用者からは行政サービスの及ばない部分を補完する活動・事業として評価されている。 ・ひとり親家庭や女性の就労の増加に伴う当該サービスへの需要に応えられるよう、より一層の活動・事業の充実をめざす。 ・社協だより、PTAや保育園、学童、自治町会などを通じ、周知とともにサポート会員の増強、募集活動に努める。
ハンディキャップ運行	△	・運転ボランティア:15 人 ・利用者:81 人 ・件数:721 件	・運転ボランティアの高齢化が進んでいる。 ・運転ボランティアの確保を図り、活動・事業を継続する。
生活支援ボランティア	△	・件数:88 件	・ボランティアの高齢化と人員不足が進んでいるが、高齢者など、利用者からの要望も多い。 ・ボランティアの確保を図るとともに、将来的には、しあわせサービス、小地域福祉活動との連携により、地域で完結する方策についても検討する。
高齢者食事サービス活動支援	△	・会食:11 回、479 人 ・配食:185 回、7,640 人	・ボランティアが不足しているため、需要に対して十分に対応できない団体がある。 ・実施団体が少ないため、会食、配食の範囲が区内一部に限られる。 ・当該活動・事業を小地域福祉活動の中で取り組む地区も出てきており、できるだけ多くの地域で食事サービス活動が実施されるよう、運営等の見直しを行う。

イ：ボランティアの参加促進・育成

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
ボランティアまつり	△	・来場者数:延 6,500 人 ・参加団体:57 団体 ・個人ボランティア:52 人	・協力団体、来場者数ともに増えているが、ボランティアの PR という本来の目的を十分に達成していない。 ・ボランティアまつりに多くの区民に参加してもらえるよう、地域に PR を行うとともに、ボランティア活動や団体の PR 方法や内容の充実を図る。
ボランティア講座	△	・はじめて講座:6 回、14 人 ・スタート体験:3 回、17 人 ・かつしかボランティア学:8 回、192 人 - 活動研修:中止	・講座内容、開催日などの再構築の結果、幅広い世代からの参加を得られたが、ボランティア養成という点では十分ではなかった。 ・地域福祉や福祉分野以外のボランティアなど、一般区民が興味・関心を持ち、受講しやすい講座を開催し、ボランティア活動へのきっかけをつくる機会となるよう取り組む。
ボランティア養成研修	△	・音訳ボランティア養成:11 回、176 人	・多くの参加者を得たが、具体的活動へのつながりは少なかった。 ・社会や地域で求められるボランティアの養成をめざした講座を実施する。 ・実際の活動を体験するなど、より実践的なプログラムを実施することにより、活動のきっかけとなる工夫をしていく。
団塊の世代向けボランティア入門講座＜再構築＞	×	・対象を団塊世代に限定せず、ボランティア活動に取り組みたい方を対象として講座を実施した	・高齢者でも仕事を続ける人や有償活動を希望する人が増え、団塊世代のボランティア活動参加は想定よりも低く、団塊世代のみに対象を絞る意味がなくなった。 ・対象年代を限定せず、はじめてボランティア活動に取り組む区民が興味を持ち、実践につながる講座を実施する等、「ボランティア講座」の中へ再構築した。

ウ：ボランティア活動の支援

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
ボランティア相談・紹介・登録	△	・個人ボランティア登録数:133 人 ・ボランティアグループ:86 団体、2,783 人 ・ボランティア相談件数:431 件 ・新規登録団体:7 団体	・相談件数は去年より増加したが、登録数が目標に達しなかった。 ・ボランティアについて気軽に相談できるように、イベント等では出張窓口などを設置し、相談の機会を増やしていく。 ・ボランティア情報が収集しやすいように、区民の目にとまるところに、チラシなどを設置するなど、積極的に PR を行う。
ボランティアグループ支援	△	・助成団体:16 団体	・申請する団体が一部固定化、継続化してきている。 ・ボランティアグループの育成、活動の推進のための制度となるよう、ボランティアグループを対象としたアンケート調査などを行い、団体の意見を聞きながら、制度のあり方を検討していく。
ボランティア保険支援	△	・ボランティア保険加入人数:3,302 人 ・保険加入にあたり補助した人数:1,901 人	・ボランティアの高齢化傾向に伴い、事故発生率の増加やケガの重症化が懸念され、必要性は増している。 ・保険加入を推奨するのに、ふさわしい補助制度の検討を行う。
ボランティアセンターだより発行	△	・発行部数:2,300 部	・配布場所の拡大を図るとともに、社協だより等との関係について整理し、効率的・効果的な周知に努める。
活動場所等の提供	○	・活動室:416 件、11,513 人 ・録音室:314 件、396 人	・利用者は増加してきており、利用者の要望をとらえつつ、施設の有効活用に取り組む。
介護支援サポーター＜新規＞	○	・サポーター数:132 人 ・受け入れ施設数:30 施設	・サポーター数の増加が少なく、登録施設数の拡大に力を入れる必要がある。 ・サポーター新規登録者の確保のため、積極的な PR を行う。新規受け入れ施設の開拓に力を入れ、多くの施設の登録をめざすとともに、すべての施設でサポーターが活動することをめざす。

エ：募金活動の推進

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
歳末たすけあい運動募金	○	・募金収入:24,421,400 円	・共同募金事業の一環として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会等関係団体の協力を得て、「歳末たすけあい運動」を継続して実施する。
共同募金	○	・募金収入:13,949,781 円	・共同募金会葛飾地区協会の事務局として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会等関係団体の協力を得て、「赤い羽根共同募金運動」を継続して実施する。

(3) 安心して暮らせるしくみを充実させましょう

ア：在宅福祉サービスの充実

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
ひとり暮らし高齢者毎日訪問	△	・登録者:1,051 人 ・配達本数:232,089 本 ・調査件数:426 件	・安否確認件数は増加傾向にあるが、その多くは取り忘れによるものである。 ・プライバシー意識の高まりや生活様式の多様化により、手渡しによる配達が困難なケースが増えている。 ・手渡しの配達を進めるとともに、「かつしかあんしんネットワーク」との連携及び調整を行い、制度の利用方法の徹底や利用者の現況確認を行う。 ・ひとり暮らし高齢者数の増加、地域住民のつながりの希薄化により、高齢者の見守り活動の必要性は高まっており、地域の協力を得るなど、他の方法についても検討していく。
ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣	△	・登録世帯:10 世帯 ・派遣回数:191 回 ・派遣時間数:延 501.5 時間	・親の精神疾患や、子どもの知的障がい等を理由とするヘルパーの派遣希望等、ニーズが多様化してきている。 ・限られた対象であり、他のサービスの充実もあることから、様々なニーズに応えられるよう、子ども総合センター等の関係機関窓口との連携を深めるとともに、社会福祉協議会での実施の是非についても検討する。
手話通訳者派遣	△	・利用登録者:225 人 ・手話通訳者:20 人 ・派遣回数:1,094 回 ・派遣時間数:2,210 時間	・利用者の高齢化等に伴い、通訳者に手話技術以外に行政や医療に関する高度な知識が要求されてきている。 ・通訳者としてどこまで利用者のサポートをするか、今後整理が必要である。 ・拡大するニーズに対応できる通訳者の確保に努める。 ・需要の拡大が見込まれ、登録手話通訳者の確保のため、認定試験受験対策講座の見直しや手話講習会の活用を検討し、可能な限り通訳者数を増やしていく。
視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣	△	・視覚ガイドヘルパー派遣 ・利用契約者:79 人 ・ガイドヘルパー:39 人 ・派遣件数:4,319 件 ・派遣時間数:18,491.5 時間 ・知的ガイドヘルパー派遣 ・利用契約者:6 人 ・ガイドヘルパー:6 人 ・派遣件数:149 件 ・派遣時間数:537.5 時間	・ガイドヘルパーの高齢化や、長年活動しているヘルパーなど特定のヘルパーへの依頼が集中し、新規登録者の活動が伸びず、経験を重ねることが難しい状況にある。 ・法改正に伴い、活動・事業の終了も視野に入れた展開を考える。

イ：福祉サービス利用支援の充実

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
権利擁護センター かつしか(しっかり サポート)	△	- 相談件数:599 件(一般相談 + 専門相談) - 契約者:50 人(地域福祉権利 擁護事業+ 財保安全管理サ ービス) - 訪問援助回数:624 回 - 成年後見制度利用支援:308 件 - 成年後見人等の集い:2 回、 延 30 人 - 成年後見制度推進機関実務 担当者連絡協議会:2 回、延 45 人 - 法人後見の受任:2 件 - 権利擁護センター運営委員 会:1 回	- 相談事業では、他の相談窓口の充実等もあり、受付件 数は横ばいである。 - 地域福祉権利擁護事業については、成年後見制度へ 移行せざるを得ないケース、相談の段階で既に成年後 見制度の利用となるようなケースの増加に伴い、契約 者数は伸び悩んでいる。 - 成年後見制度の利用が必要であっても、後見報酬の 見込めないケースも多く、候補者が見つからない、申 立て手続きについての費用を負担と感じている方が多 い。 - 成年後見制度の周知の強化を図るとともに、市民後見 人の養成に向けた取り組み、関係機関でのネットワー ク(連携)の強化、権利擁護センター事業の充実に向 けた組織の強化と執行体制の整備を図る。
苦情解決第三者委 員の設置・運営	△	- 苦情解決第三者委員:1 人 - 苦情受付件数:0 件 - 苦情解決件数:0 件	平成 16 年に苦情解決第三者委員(以下「委員」とい う。)を設置以来、苦情相談は 1 件のみである。委員会 の設置をより一層PRしつつ、福祉サービス利用者の利 益の保護やサービスの向上に取り組む。

ウ：生活福祉資金の貸付等

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
生活福祉資金貸付	○	- 貸付件数:581 件 - 貸付金額:309,519 千円 - 償還率 68.75%	- 急激な貸付件数の増大、相談内容の複雑化・多様化 のため、利用者への対応に支障を来すこともあった。 - 事務の省力化、分担の見直しや効率的運営の検討を 行う。
小口生活資金貸付	×	貸付実績なし	利便性の高い生活福祉資金の緊急小口資金を活用し ているため、貸付実績はなく、廃止を含め検討してい く。

エ：健康・生きがいがづくり

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
シニア就業支援事 業(ワークスかつし か)	△	- 求職者:5,882 人 - 職業紹介者:834 人 - 就職者:142 人	景気の低迷により、区内の事業所は倒産や事業縮小 が増え、一時期求人が少なくなったこともあり、より多く の求人情報を集め、提供するために、求人開拓活動を 充実させていくとともに、認知度を高める取り組みを行 う。
長寿大学 <終了>	—	参加申込数:169 人	区や民間が実施する多くの教養講座がある中で、社協 が高齢者向けの講座を実施する必要性はなく、事業は 廃止とした。
高齢者作品展	△	- 申込数:198 人 - 来場者数:延 1,000 人	多くの人々が出品、来場するよう周知に努め、高齢者 の生きがいとして支援していく。

オ：福祉団体等支援

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
障害者福祉連合会 助成	△	障害者福祉連合会に助成金 を交付	障がい者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する 活動・事業に対し助成を行う。
高齢者クラブ連合 会助成	△	高齢者クラブ連合会に助成金 を交付	高齢者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する 活動・事業に対し助成を行う。
福祉施設等助成	○	138 の福祉施設等へ助成金 を交付	民間福祉作業所や福祉ホーム、市立保育園等に入 所、通所している人の福祉向上を図るため、当該団体 の実施する活動・事業に対し助成を行う。

カ：災害ボランティア活動の支援

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
災害ボランティア受け入れ体制の整備	△	・災害ボランティア講座:3 回、参加者延 26 人 ・災害ボランティアグループ登録者:18 人	・災害時のボランティア活動についての枠組みを検討する必要がある。 ・災害ボランティアセンターの認知度不足により、講座の受講者が減少傾向にあり、登録ボランティアもなかなか増えない。防災とボランティア週間に合わせた時期に講座を開催するなど、受講者増及び登録者増を図る。 ・災害ボランティアの活動及び災害ボランティアセンターの役割について、防災訓練に出向くなど、積極的に機会をとらえて周知に努める。
災害ボランティアマニュアルの作成	△	・基本マニュアルとして活用	・マニュアル内容を現状にあわせて見直すとともに、定期的にマニュアルに則した職員の訓練を実施する。
災害ボランティア登録制度	△	・災害ボランティアグループ登録者:18 人	・災害ボランティアセンターを運営するボランティアを確保するとともに、東日本大震災の経験から得られた新たに必要とされるボランティアとあわせた登録制度を検討する。 ・小地域福祉活動における災害への取り組みとの連携を構築する。
災害ボランティア連絡会議の設置	△	・意見交換会:延期	・区防災課など関係機関と定期的な連携体制及び災害時のボランティアの必要性などについて、区と社協の調整が不足している部分がある。 ・社協の役割の明確化とともに、関係機関との連携強化を図る。 ・登録ボランティアグループに対し、災害時の協力を呼びかけていく。

(4) まちのニーズに対応する体制をつくりましょう

ア：財政基盤の強化

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
会員増強活動	△	・正会員:9,802 人 ・特別会員:219 人 ・会費額:19,399,000 円	・幅広い年代層に対して、社協の必要性を認識してもらい、会員数＝社協の認知度という点で社協の周知を徹底していく。 ・経費の原資と社協の役割についてPRすることを第一として、各活動・事業を実施していく。
事業収入の確保	×	・未実施	・各種収益事業の実施等、自主財源の安定的な確保に努める。
区・都・東社協からの助成援助	△	・新規に受託事業を実施	・葛飾区からの運営費、事業費に対する補助金以外にも、受託事業や新規モデル事業を積極的に実施することにより、補助・助成制度の積極的な活用を図り、財源の確保に努める。
基金運用活動	◎	・基金等の利息:15,217,941 円 ・投資有価証券売却収入:570,328 円	・東日本大震災の影響を受け景気低迷が長期化する懸念が出てきており、社会経済の動向に配慮しつつ、財源確保のため、必要な運用を行う。
募金配分金の活用	○	・地域福祉活動費:3,610,000 円	・配分の公平性を確保するための基準を 22 年度に作成し、門戸をより広くするための対象の見直しを行い、実施した。 ・新たな制度について、対象事業者団体への周知を徹底する。

イ：広報・啓発活動の充実

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
社協だよりの発行	○	・正会員:9,802 人 ・特別会員:219 人 ・会費額:19,399,000 円	・掲載内容の固定化などが見られ、やや硬直化している。 ・社協の地域福祉への貢献をより周知し、区民の社協理解をより広げるため、発行回数の増及び掲載記事の工夫を行う。
社協の案内の発行	×	・発行部数:9,000 部	・案内の内容を検討し、区民がこの社協なら協力しようという気持ちになるようなものを作成する。
社協事業のあらましの発行	○	・発行部数:11,300 部	・社協の周知、会員の継続につながるよう、わかりやすく、会員としての貢献が実感できるような会費の使いみち等の内容の掲載を検討する。
ホームページの運営	○	・アクセス件数:37,359 件 ・月平均:3,113 件	・最新情報や活動報告等は随時掲載を引き続き行う。 ・見て楽しい、為になる、社協に関心をもてるような内容にできるよう、トップページ等の工夫に取り組むとともに、便利に活用できるよう、申込みをホームページでもできるよう検討する。
メールマガジンの発行	△	・発行:4 回 ・登録者数:53 人	・登録者数はゆるやかに増加しているが、真に必要な情報が届いているかは疑問である。また、社協だよりに沿った内容、同様の募集記事が多い。 ・一定の取り組みを進める中で、存廃を含めた事業効果の十分な検証を行っていく。
評議員会の審議事項の情報提供等	△	・議事録のホームページへの掲載:3 回	・ホームページ上の議事録をどれだけの区民が関心を持って閲覧しているか不明である。 ・これまで通り情報公開を進め、区民の社協への理解と関心を高める必要がある。

ウ：経営改革の推進

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
事業評価制度による事務事業の見直し	○	・事務局内部評価:全 39 事業 ・外部評価は未実施	・平成 21 年度～23 年度は内部評価のみで、外部の評価を行っていない。 ・評価の第三者性を高めるため、外部評価委員の構成に公募委員を加え、さらなる法人運営の効率化を図る。
事務局執行体制の構築	◎	・平成 22 年度に係長制の導入をはじめとする組織改正を行い、様々な課題に適切に対応する体制を整備	・人材育成に関しては、長期的な視点での育成計画が十分でない。 ・研修体系の確立とあわせて、引き続き、職員の適材適所の人事配置を行うとともに、業務の弾力的・効率的な運用を図り、執行体制を構築していく。

エ：活動計画推進体制の整備

事業・活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
活動計画の進捗管理	○	・進捗管理、評価ともに実施	・事務局内部での進捗管理であり、客観性に少し疑問がある。 ・委員会設置の検討とあわせて、評価のしくみを工夫していく。
活動計画に対する区の支援要請	△	・区に対し支援を要請	・財政的裏づけや事業効果を明確にし、引き続き区との連絡調整の場を設け、事業説明や課題などを根気強く説明し、支援を要請していく。

2 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会

(1) 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 平成19年3月に策定された「葛飾区地域福祉活動計画」(みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現)の計画期間満了に伴い、今後の地域福祉の将来像を展望し、時代の要請に的確に対応した計画的・具体的な活動を推進するため、葛飾区社会福祉協議会(以下「社協」という。)内に、第2次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を社協会長に報告する。

- (1) 第2次葛飾区地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱または任命する委員の20名以内をもって構成する。

- (1) 社協役員
- (2) 自治会町会代表
- (3) 民生委員・児童委員代表
- (4) 学識経験者
- (5) 保健・医療機関代表
- (6) 社会福祉施設代表
- (7) 障害者団体代表
- (8) 高齢者団体代表
- (9) 青少年育成地区委員会代表
- (10) ボランティア代表
- (11) 東京都社会福祉協議会職員
- (12) 葛飾区職員
- (13) 公募区民

2. この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には学識経験者、副委員長には社協役員(会長)をもって充てる。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(作業委員会の設置)

第5条 委員会が必要と認めた場合は、作業委員会を設置することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、作業委員会の委員並びに関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(費用弁償の支弁)

第7条 この委員会の委員並びに作業委員会の委員、第6条に規定する関係者については、「役員等の費用弁償に関する規程」を準用し、費用弁償を支給する。ただし、葛飾区関係職員並びに社協事務局職員である者を除く。

なお、学識経験者委員については、別途、報償費を支弁する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(設置期間)

第9条 この委員会の設置期間は、会長あてに報告がなされたときまでとする。

(委 任)

第10条 この委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員

任 期：平成 23 年 2 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日

推 薦 団 体	氏 名	役 職 等
葛飾区社会福祉協議会	○秋 山 精 一	会 長
	大 谷 隆 興	副会長
	星 野 伊 三 郎	副会長
葛飾区自治町会連合会	大 畑 和 吉	問題検討委員会委員長
	片 岡 嘉 治	問題検討委員会副委員長
葛飾区民生委員児童委員協議会	木 村 甚 勇	会長職務代理
	岩 城 堅 司	会長職務代理
学識経験者（明治学院大学）	◎河 合 克 義	社会学部教授
葛飾区医師会	清 水 嘉 門	副会長
葛飾区歯科医師会	田 中 貞 二	顧 問
社会福祉施設（社会福祉法人仁生社）	岩 井 政 宏	水元ふれあいの家施設長
葛飾区障害者福祉連合会	佐 藤 光 一	会 長
葛飾区高齢者クラブ連合会	野 崎 文 子	会 計
葛飾区青少年育成地区委員会 会長連絡協議会	芹 沢 光 雄	副会長
かつしかVネット	中 里 隆 二	副会長
東京都社会福祉協議会	尾 崎 百 合 香	地域福祉担当統括主任
葛飾区（行政）	丹 保	福祉部長
公募区民	岡 田 明 夫	
	佐 野 靖 子	
オブザーバー	菅 野 道 生	東日本国際大学 福祉環境学部准教授

◎：委員長、○：副委員長（敬称略）

3 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会

(1) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会設置要綱

(設置)

第1条 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、葛飾区地域福祉活動計画作業委員会（以下「作業委員会」という。）を設置する。

(委任)

第7条 この作業委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討事項)

第2条 作業委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を策定委員会に報告する。

- (1) 葛飾区地域福祉活動計画の策定検討にあたり必要となる調査及び資料の収集・作成
- (2) その他、策定委員会からの下命事項

(作業委員会の構成)

第3条 作業委員会は、次に掲げる者のうちから、社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が指名する委員12名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 葛飾区職員
- (3) 社協職員
- (4) その他

2. この作業委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長には学識経験者、副委員長は社協職員をもって充てる。

(会議)

第4条 作業委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 作業委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 作業委員会の事務局は、社協内に置く。

(2) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会委員

任 期：平成 23 年 4 月 20 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日

所 属 団 体	氏 名	役 職 等
学識経験者（東日本国際大学）	◎菅 野 道 生	福祉環境学部准教授
地域福祉活動団体	岡 田 明 夫	堀切南町会会長
都立葛飾総合高校	中 村 珠 美	主幹教諭
かつしか社会福祉士会	和 賀 井 英 雄	副会長
葛飾区（行政）	竹 内 一 成	福祉管理課企画係長
	佐 藤 智 洋	高齢者支援課管理係長
	福 井 宏 和	障害福祉課管理係長
	田 中 茂 春	育成課管理係長
葛飾区社会福祉協議会	○小 川 幸 男	事務局長
	竹 下 恭 治	事務局次長
	高 木 利 成	福祉サービス課長
	鈴 木 茂 晴	小地域福祉活動担当課長

◎：委員長、○：副委員長

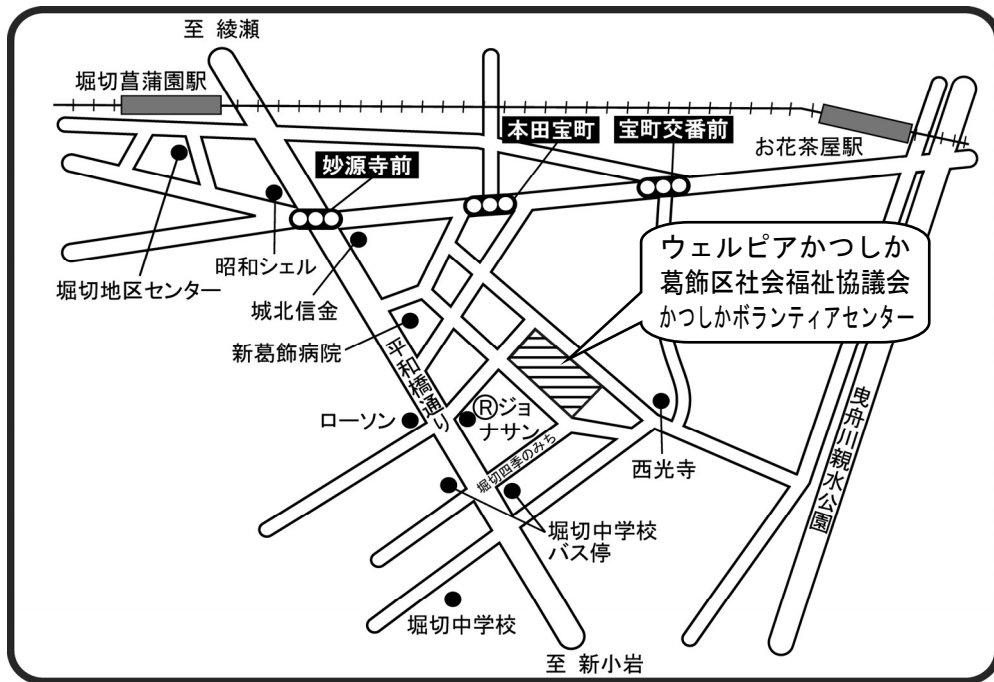
（敬称略）

4 検討の経過

開催年月日及び場所	策定委員会	作業委員会	議 事 内 容 等
平成 23 年 3 月 30 日（水） 午後 2 時～ ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室	第 1 回		1 会長あいさつ 2 委員紹介 3 委員長あいさつ 4 議事 (1) 葛飾区地域福祉活動計画（現行計画）の概要について (2) 計画の策定検討方針について (3) 作業委員会の設置について (4) 今後の検討内容及びスケジュールについて (5) 意見交換 (6) その他
平成 23 年 5 月 13 日（金） 午前 10 時～ ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室		第 1 回	1 委員紹介 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 葛飾区地域福祉活動計画（現行計画）の概要について (2) 葛飾区における保健福祉関連計画の現状について (3) 葛飾区地域福祉活動計画の策定検討方針について (4) 意見交換 (5) その他
平成 23 年 6 月 17 日（金） 午前 10 時～ ウェルピアかつしか 1 階 社協研修室		第 2 回	1 「わがまち葛飾」の地域課題について 2 現行計画の評価及び今後の方向性について ※大山安久氏の報告 「水元地区における東日本大震災被災者受け入れの取り組み」
平成 23 年 7 月 4 日（月） 午後 2 時～ ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室	第 2 回		1 「わがまち葛飾」の地域課題について 2 現行計画の評価及び今後の方向性について 3 重点的に推進する活動と体系図について
平成 23 年 8 月 17 日（水） 午後 2 時～ ウェルピアかつしか 1 階 社協研修室		第 3 回	1 地域福祉活動計画見直し（案）について 2 その他

開催年月日及び場所	策定委員会	作業委員会	議 事 内 容 等
平成 23 年 9 月 27 日（火） 午前 10 時～ ウェルピアかつしか 1 階 社協研修室		第 4 回	1 地域福祉活動計画見直し（案）について 2 その他
平成 23 年 10 月 20 日（木） 午前 10 時～ ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室	第 3 回		1 地域福祉活動計画見直し（案）について 2 その他
平成 24 年 2 月 27 日（月） 午前 10 時～ ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室	第 4 回		1 地域福祉活動計画最終（案）について 2 地域福祉活動計画概要版（案）について

[葛飾区社会福祉協議会マップ]



電車 京成電鉄 お花茶屋駅・堀切菖蒲園駅下車 各徒歩 12分

バス 京成タウンバス(新小 51 系統 綾瀬駅ー新小岩駅) 堀切中学校バス停下車 徒歩3分
 京成タウンバス(有 70 系統 金町駅ーウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由)
 ウェルピアかつしかバス停下車
 レインボーかつしかバス(有 71 系統 金町駅ーウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由)
 ウェルピアかつしかバス停下車

みんなで^{つく}創り・^{はぐく}育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現
 第2次葛飾区地域福祉活動計画

平成24年3月発行

編 集・発 行:社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
 葛飾区堀切三丁目34番1号
 地域福祉・障害者センター(ウェルピアかつしか)3 階
 TEL 03(5698)2411

協 力 :株式会社 コモン計画研究所

※表紙等イラスト:東京都立葛飾総合高等学校 石鍋 るみ さん(総合学科3年)
 ※裏表紙葛飾社協キャラクター:平成24年4月1日デビュー



葛飾社協キャラクター